

ISSN 0918-3922

UNIVERSITY
JOURNAL

全大教時報

Vol. 37 No. 6
2014.2

**京都大学における
全学組織再編の現局面**

西牟田 祐二＜京都大学 大学院経済学研究科 教授＞

岩手三陸の漁場から

宮本 ともみ＜岩手大学 人文社会科学部 教授＞

私の南極物語 -その6-

竹内 智 ＜山梨大学 生命環境学部環境科学科 教授＞

Contents

● 京都大学における全学組織再編の現局面

西牟田 祐二（京都大学 大学院経済学研究科 教授）

1

● 岩手三陸の漁場から

宮本 ともみ（全大教中央執行委員、岩手大学 教授）

19

● 私の南極物語 — その6 —

竹内 智（全大教中央執行副委員長、山梨大学 教授）

37

京都大学における 全学組織再編の現局面

京都大学 大学院経済学研究科・経済学部 教授
京都大学職員組合 中央執行委員長

西牟田 祐二



専門は、経営史、経済史。現在、ドイツ経済史の研究を進めている。著書に『ナチズムとドイツ自動車工業』（有斐閣、1999年）等。

「全大教高等教育研究会」学習会より（2013年8月20日）

※ レジューメは17ページ以降に掲載

はじめに

初めまして。京都大学の西牟田祐二と申します。現在、京都大学職員組合の中央執行委員長をやっておりますけれども、所属は経済学研究科で、テーマは経済史です。ドイツ経済を中心にやっています。

今回は、7月13日～14日の全大教定期大会の時に、長山全大教書記長から8月20日に京都大学における教育改革に関して講演をしていただけないかというお話がありました。私はつい先日、中央執行委員長に就いたばかりで、その前は全然何もやっていませんでしたので、それに関する講演はおこがましくて当然できません。今日のところは話題提供ということで、許していただきたいと思います。

話題提供と申しまして、京大で現在進行中の教養教育改革に関してで、今日の表題は少し変えて「京都大学における全学組織再編の現局面」ということで、副題として「『国際高等教育院』の設置と運営を中心として」といたしました。国際高等教育院とは、京大の新しい教養教育の機関です。

これは非常に重い問題で、私も組合を始めてからフォローして、やっとだんだん分かってきました。ともかく私たち京大の教職員としても、昨年、突然のように出てきたことで、ものすごくびっくりするような話です。その設置過程をある程度詳しく述べていきながら、話を進めていきたいと思います。

はじめに、全体としてこれを位置付けるとすれば、現在ちょうど進行中である政府機関の産業競争力会議、教育再生実行会議等々において非常に強く押し出されている「グローバル人材育成のための大学再編」を先導するような性格を持っているのではないかと思います。というのは、どこでどういうふうなこれが形成されたかについて相当詳しく見る必要があるとは思いますが、どうしても、ちょうど話が並行していますし、ひょっとしたら少し早いかもしれないという感じがします。その点で先導的性格があるのではないかと、全体としては位置付けられると私は思っております。

1. 「国際高等教育院」設置過程

2012年の6月20日、総長の諮問機関である全学共通教育実施体制等特別委員会の答申があり、「国際高等教育院（仮称）設置のための基本方針」が出ました。その直後に、総長が委員長である大学改革特別委員会で「国際高等教育院（仮称）の設置について（案）—グローバル人材養成のための教養教育改革の推進—」が出ています。すでに2012年の6月20日の時点で、かなりはっきりとグローバル人材養成の提案が出ています。中身としても、かなりこの時にはできている感じがいたしました。

ときどき話題で言われると思うのですが、最近私が思っているのは、大学に関する大きな提案などが、8月中にどどっと出てくるのが非常に多

いということです。あまり余談をしてはいけませんが、だいたい大学の人間は8月に在外研究でヨーロッパなどに行って、ほとんど留守にしています。わたしは今年はまだそういうことはしないようにしていますが。本当に8月中、特にお盆前後、8月9日くらいにいろいろなところで動きがあって、11日くらいになると決まってしまうような、そういうことが多いということがよく分かりました。

それでもとにもどると、9月に入って、9月20日「国際高等教育院に関する総長電子メール」というものが来ました。これは全教職員向けで、私などはその総長メールで聞いたのが初めてでしたが、ほとんどの教員はこれで初めて聞いたのではないかと思います。大学の改革等々でやっている役員会や企画委員会で進行しているものが一般の教員に知らされる関係が、どうかすると言ってみれば少し儀礼的になってしまっているのではないかとは思いますが。

もし私がこの時点で、職員組合で何かやっていればある程度分かったかもしれませんが、そういうことでない場合は、実際問題9月20日の総長メールでどんと来て、「京都大学における教養・共通教育に関するお願い」という題だったのですけれども、それについて初めて一般教員は「国際高等教育院」の設置方針を知らされたわけです。

この手法というのも、これまでそういうことがあまりあったわけではないと思いますので、手法的にも重要だったと思います。

実は教養教育、全学共通科目に関して、先ほどの委員会で2009年くらいからずっと検討していたものがあるのです。ところが、この国際高等教育院構想が出されたのは、その議論を踏まえて出てきたのではなく、ちょうど2012年の9月あたりに突然、それまでの議論とは別に出てきたところがあるので、す。

それを受けて、京大で全学共通科目の一番重要なところを担う人間・環境学研究科、あるいは総合人間学部の2つが関連している教授会が、直後に反対決議をしています。2012年の9月です。「全学共通教育の更なる充実に向けての基本姿勢」というタイトルで出されています。9月の何日かは分かり

ませんけれども、人間・環境学研究科が教授会としてこういうものを出すのは非常に珍しいことです。しかも反対決議です。

批判の中身は、これまで議論したものと違うということが1つと、京大で全学共通科目をやってきたやり方、すなわち大学院人間・環境学研究科および総合人間学部をつくって学部教育、大学院教育、それとともに教養教育を一体的にやっていこうという体制で進めてきたのですが、今度は教養・共通教育専門の機関をつくることになっているからです。これまでの人間・環境学研究科やそういうものと一緒にやっていくのではなく、教養教育を別の機関としてやっていくというわけです。つまり、かつての教養部の復活ということです。教養教育の特別な専門機関をつくらうという話になっていて、そのために人間・環境学研究科および総合人間学部を分割して、相当な部分をそちらに持っていく。そして残った少数、90 何人と 30 何人に分けてやっていくということになっています。それまでずっと総合人間学部や人間・環境学研究科という形でやってきたものを否定するようなやり方なので、それに対して反対する意見が中心だと思います。

ここからは、先ほど出た国際高等教育院を設置するということで、完全にほかのことを抜きにして進行することが始まったわけです。その後の経過の詳細についても、メールから始まる一連の文書でだいたいフォローされています。反対する人間・環境学研究科の教員有志のホームページもつくられて（後述）、その中でさまざまな詳しいことが載っていますので、もしご興味があればそちらを参考にいただいてもいいです。

国際高等教育院設置が非常に急速に進行していきました。これについて、ほとんど何も総合人間学部および人間・環境学研究科の意見を聞かないままに進行しています。手続き上の問題もありますし、人間・環境学研究科の研究科長も何度も総長に言っているけれども、最初はこれまでの共通教育を担当していたものと関係ない形では進めないとはいいつつ、まったく関係のないように進めていったのです。

それに関しては当然、人間・環境学研究科、総合人間学部のほうでは危機感が生じました。11 月 15 日に、教員を中心に学生も入れて学内で反対集会

が開かれています。これについては、映像がYouTubeにも全部出ておりますので見ていただくことができます。そこでも、この経過が唐突に始まったこと、重大な中身がたくさんあることが分かります。確かそのあと署名活動も始まったので、それについてはまた申します。

このあと、総長が2回目の総長メールで「国際高等教育院（仮称）の設置について」というものを出しました。来年4月、つまり今年の4月から設置すると言ってしまふわけです。もちろんずっと反対もあったわけで、12月18日に臨時部局長会議でかなり激論があったと聞いております。しかし、それでも総長がかなり強引に進めて可決してしまいました。12月18日の状況についての分析も、「国際高等教育院（案）に対する人間・環境学研究科有志の見解」というものがあります。

先ほど申し添えたホームページ、タイトルが「京都大学の自由の学風のために『国際高等教育院』構想に反対する人間・環境学研究科教員有志」ということで出ております。その中に、12月18日の実施案決議の概要と問題点を書いております。

相当議論をされて、反対もあったのですけれども、押し切って決議されました。総長の姿勢を問うということで、先ほどの有志から、年が改まった2013年1月6日から総長辞職要求署名が開始されました。京大の場合、リコールという制度はございません。それで辞職要求を出すということで、署名活動が始まっております。何名だったか定かではありませんが、何百名分が集まりました。とくに学生の賛同者が相当多かった。それについては、まったく無視でありますけれども。

そして2012年度末の3月、これは2013年3月3日に国際高等教育院を4月1日に設置するとして、そこで外国人数員を100人採用し、全学共通科目の半分以上を英語で講義するというものが発表されました。

実は、これは新聞発表を先にしているのです。3月2日に文部科学省で京都大学の改革強化のための補助金の配分が決定されたとあります。5年間で外国人100人を登用し、教養授業の半分程度が英語で行われるという内容の記事が朝日新聞、日経新聞に掲載されたという内容です。

学内での発表は3月5日で、それより前なのです。そういうことで、まず新聞発表が先にあり、そのあとでこちらが聞くわけなのですけれども、そのやり方が非常に特徴的です。文部科学省の2012年の国立大学法人改革強化推進事業に本学から申請した、グローバル化に対応した教学マネジメントの組織改革が採択されたので報告しますという。全大教の皆さんは、この手法についてはよくご存じなのかもしれませんけれども。そういうことで、申請事業が採択されたと報告したわけです。しかもそれは、新聞発表のほうが先です。

この内容を見てみると、教育体系についてどのようになっていくのかという議論は何もなく、外国人化および英語化を出していくことになりました。あまりにも、どういうこと？ という感じの話です。

では、これを実際にどのようにやっていくのか。私たち一般の教員にとっては9月20日のときも確かに驚いたのですけれども、3月5日に出たのも確かメールか何かだったような気がします、これも何のこと？ という感じだったのです。4月1日から設置するという話になり、経過としてはこういうことです。

先ほど申しましたように、もしご興味があれば、さきほどのホームページ、学内集会のWeb (YouTube) への投稿である程度、その状況を知ることができと思います。大学の改革、京都大学の教員からしても、あるいはその対応としても特別な事態なのではないかという感じはします。

今日は、「京都大学における教養教育改革について」が元来の報告題目だったはずなのですが、全然違うわけではありませんが、普通だったら教養教育の中身の話がどうかというのが議論の中心となるはずですが。しかし、教育改革の中身の議論が何もなく、ただ外国人化、英語化となってしまうのです。その点に非常に重要な特徴があります。本当は中身について議論するはずなのにというのは、私は今でも感じます。

2. 「国際高等教育院における

外国人教員受入制度設計（案）6月11日」

本日のテーマは、教養教育改革の中身というより、むしろ今年になってから急速に展開している京都大学における全学組織再編と大いに関係しているということから、そちらのほうが中心にならざるを得ないことを申し上げたいと思います。本来は教養教育改革の話なのですが、それが国際高等教育院の設置を前提にという感じになっていて、京大の全学組織再編に関して重点がかかっているという関係になっています。

次に、これが今、実際にどのような状態をもたらしめているかを中心に申し上げます。ここでは国際高等教育院における外国人教員受入制度設計をやらなくてはならないということです。ずいぶん無茶な制度設計なのです。国際高等教育院における外国人教員受入制度設計を一生懸命やろうとしているのですが、ものすごい矛盾に満ちています。これが今の状況を端的に表しているので、ご紹介します。授業の内容としては、京都大学では英語力や教養力、異文化理解力を高めて、国際的に活躍できるグローバル人材を育成する体制を整備するため、今年度から5年間かけて100人程度の外国人教員を雇用する。

その次、雇用について、初年度は雇用形態の如何に関わらず、文科省からの国立大学改革強化推進補助金により人件費を支給するが、2年目以降は支給しない。2年目以降は各部局の定員ポストを利用して溶け込ませた上で、「溶け込ませる」って何のことかと思いますが、溶け込ませた上で雇用を継続する必要があることから、外国人教員の雇用に向けた制度設計が必要となる、それで外国人教員の定員内溶け込み法というわけで、外国人教員の雇用の条件、雇用までの流れのスケジュールとなっています。

外国人教員の定員内溶け込み法ですけれども、早い話が、国立大学改革強化推進補助金、改革支援金だったのでしょうか、そのような名前が付いている気もしますが、これは1年間だけ出すということです。そのあとは、先ほど申しましたように、外国人教員は定員内に溶け込むことを原則とする

ため、雇用するために空き定員ポストを担保しておくように、ということです。

溶け込み時に、定員を使用せず再配置ポストを要求することも可能ではあるが、要求時点では再配置ポストの確保を確約するものではない。これは、はっきりとそんなものは出さないということです。そのため、再配置ポストの配給要求が認められなかった場合、溶け込み不可となってしまう事態を避けるために、雇用前の申請時点で教員の溶け込み用に定員ポストの空きを担保する必要があるというわけです。

だいたいそれで尽きているのですけれども、あとは外国人教員を雇う場合の事務的なこと等についても、これはやはり相当重大な問題が残っています。

国立大学改革強化推進補助金による人件費支給は1年のみ、2年目以降は予算外というわけです。これを許可すると、二重の手段として使っていて、国際高等教育院をつくることもそうですけれども、外国人100人、日本人100人くらいでやっていくと。それにともなって既存部局の定員ポストを用意しておけという話ですので、既存部局の人事計画が結果として破壊されてしまうわけです。これについて各部局が反対しないわけがないので、今、完璧に採めた状態になっております。

実際の進行から言うと、先ほどの話は5年間で100人ですので、今年は20人です。この20人のうち、申請があったのが8人だけです。そんなものは出せない、出せるわけがないということで、8人で、まだ定員に満たないのです。しかし定員を使わないと、また取り上げられてしまうのではないかとということで、それで再募集しています。第1次募集では8人しか出てこなかったもので、再募集をしてでも20人を埋めてしまうということです。そのようなことをやっています。既存部局としても、今はどういう状態なのか分かりませんが再募集中です。

これでもし定員ポストを1つずつ提供するとなると、既存部局のこれまでの人事計画が破壊されてしまうので、どうやったものか、とあれこれ考えています。そのようなことで、現在進行中です。これは1年目もそうですが、これからもずっと1年だけお金を出すということで、あとは既存部局の定員

を使っていただけなので、いろいろ言われていますけれども入れ替えなのです。今の教員を入れ替えていくという発想が露骨に出ています。今年それを実行している時点で重大な障害をきたしているのです。

そこで、まとめの意味で「京都大学の国際戦略」という文章を入れました。これもランキングの何が何人がとか、そのような目標の話ばかりです。中身に関してどのような高等教育、教養教育の改革をやっていくのか、英語化をどのように進めていくのかという議論、それが私のような常識的な人間からすると当然の検討課題だと思いますが、英語でやることが出ただけで、それも外国人という言い方も全くの無概念的な外国人です。日本人でなければいいという話です。どういうこと？ という感じなのですが、そのようなひどく無概念的な状態になっております。

英語でどのように教養教育を進めていくのかという議論は、全然さっぱりです。こういう根拠が出てきていて、それならばトレーナーというか、そういう人を雇ったらいいいのではないかと私は思うのですけれども。ひとまず普通の教養教育のほうと、英語授業のために雇って、ランキング維持、外国人を何人雇ったかということに対して応えるということなのではないかと思うような。そのあたりは良く分かりません。非常に首をかしげることがあります。

これを使って教養教育を変えてしまうととも、人事計画を破壊しながら、既存部局のほうも担当する形で変えていく。このような手段として使われていると間違いなく言えると思います。当然のことながら摩擦が生じているので、これがどのように進行するのかは分かりませんが、一応、制度設計なるものに基づいて進行しています。現状としては、調整をしているところです。

3. 「本学における組織再編について 5 月 29 日」

関連して今日の議論の中心的な中身になるのかもしれませんが、今年度に入ってからまたまた総長メールという形が出てきました。普通の会議の形では、5 月 29 日あたりに「本学における組織再編について」という文書が出ました。

これが研究費削減、運営費交付金削減への対応などもそうなのですが、本学の会議資料のなかに参考としてだされた 3 番と 4 番と 5 番は、例の（みなさんがよく御承知であろう）3 月 15 日の第 4 回産業競争力会議の資料です。文科省の下村大臣が話したことを含め、第 4 回、第 7 回の産業競争力会議、あるいは 5 月 28 日の教育再生実行会議の提言などを抜粋して、これを基礎に「組織改革」が提案されているのです。

だから、中身を読んでも全く同じことをやっているわけです。要するに、これをこういうふうにやらないとお金をくれないというやり方でやっているのですけれども、先ほど申しましたように、産業競争力会議や教育再生実行会議が提案していることとほとんど同じことをしているということです。

ここで、再編の中身ですが、基本的に、既存の部局を教員組織と教育研究組織に分離するということです。教育研究組織は、基本的に従来の部局のことです。

それに対し、そこから教員組織を取り出すのですが、教員組織は教員人事を決定するということです。教員組織は、複数の部局の教員をある程度、たとえば文科系の法学研究科、経済研究科、教育研究科、文学研究科、それをひとまとめにする。それから理学研究科と工学研究科をひとまとめにする。これは一応、大きくりの組織をつくってそちらで教員人事を行なうといいです。各教員はそこから出ていって、各教育研究組織の授業等を担当する形です。こちらは教育研究だけをするという。

その理由付けはこちらに書いてありますように、従来の部局では定員削減・運営費交付金削減に対応できない。従来の部局では社会的な要請による「全学的」改革に対応できないということです。これは名前がいろいろと変

わって、教員組織や教育研究組織、どう呼ぶかについては名前が固まっていない。最初は教員組織は Faculty と Department になっていますが、現在は学域、学系という単語になっています。Faculty、大きいほうが学域、小さいほうが学系です。この学系に入って、教員選考評価委員会があって、ここで教員人事を決めることになっています。一方、教育研究組織のほうは学部、研究科、研究所ですが、これは教授会があります。これは教育研究の実施と審議をやっていくところとされます。

上に上申して、総長が上申を受ける。上申を受け、Department、先ほどの学系の意見を踏まえて判断。不適切な場合は再選考を命じるとあります。

実質的にはそういうことで、人事は教員組織を分離して、そちらのほうでやって、そして外に上申して決めるのですけれども、総長が組織再編と言ってきているのはそういうことです。現在このようなことをしようとしているのですけれども、こんなに露骨にはできない状態で、散々議論がされて、徐々に分かりにくい状態になっています。基本は一緒です。むしろ、最初の提案図が実態をよく表していると思います。

先ほど申しましたように、現在の案は教員組織が学域、学系と名前が変わり、他方は教育研究組織になっています。教育研究組織のほうで議論したものを基礎に決めることになっています。だから、実質的には違いがないと話す人もいます。私が別件で話をした方などは、メリットもないけどデメリットもないと思うと言われました。

このようにして本学における組織再編が進行しております。産業競争力会議や教育再生実行会議で言っていることそのままなのです。

そして国際高等教育院の話と同じように、つい先日、(2013 年) 8 月 7 日に総長メールがきました。「本学の組織改革について」として全教職員向けのメールです。これは総長と、組織再編担当の副学長、総務担当副学長の連名で出ています。

中身として書いてあるのは「このような部局自治は、大学全体としての方針の決定やそれに基づく組織再編の実現にとってはむしろ消極的に作用してきたように思われます。部局にはそれぞれ定員が配当されるとともに教員候

補者の決定権という大きな権限が認められていますが、各部局がその権限を行使するにあたって、自らのミッションを優先することはいわば当然のことと言えます。しかし、これでは、およそ大学全体としての方針を決定したとしても、それを実現するために、現在の組織を改革することはほとんど不可能となります」というわけです。

「およそ大学全体としての方針を決定したとしても」と言っても、一体何を決定しようとしているのか、中身としては全然出てこないのです。とにかく、大学として全学的な方針を決定する、そのためには部局から変えなくてはならないけれども、一体何をしようかというときに、中身は出ていない。組織再編自体のほうが先行するというのが特徴です。

8月7日にこれが出て、そのあとに対案を出せと言うのです。全教員向けにもこれに対して対案を出してくださいと出ました。私も出しました。とにかく対案を出せという。それまではいろいろな問題点についての議論、意見を述べとっていましたが、今度は対案を出せと言っているのです。対案が出なかったらGOサインということだと考えているのだらうと推測されました。対案を出さないとえらいことになるということです。総長メールの前は、7月いっぱいに出せと言われていました。

そのあとで8月7日の総長メールがありました。全学的な議論をお願いします、と言っているのです。議論をしなくてはならないわけです。それとともに、8月20日くらいを締め切りとして、対案を出せと言われました。

これについて、8月20日までに実際に対案が出ております。そちらの話も本当はしてもいいと思いますけれども、文学研究科長、教育学研究科長、人間・環境学研究科長、経済学研究科長、経営管理大学院長、経済研究所、人文科学研究所、放射線生物研究センター、再生医科学研究所の連名で対案が1つ出ております。

これが一番大きな対案ですけれども、それ以外に理学研究科と工学研究科から対案が出ています。現在そのように各部局から複数の対案が出ております。

日程的には9月10日の部局長会議で決定を予定しているのではないかと

ということですが、よく分かりません。今のような状態では、決定できるのかどうかということです。組合としても緊急アピールを8月29日付で出す予定です。そういうことで、現在の組織再編につながっています。

4. 組織改革の性格付け

ま とめに入りますが、組織改革の性格付けとしては、特にこれは皆さんのほうがよくご存じだと思うのですが、4月17日に国大協があって、そこで文科省の配布資料として出された第4回の産業競争力会議で書かれていることと、中身としてはほとんど重なっております。第4回の産業競争力会議の中で非常に特徴的な部分を議事要旨の中から抜粋していますけれども、あとで少し触れたいと思います。

文科省が国立大学改革案をこの夏出すということでしたが、それとタイアップしているということと、おそらく10月に予定されている臨時国会、10月には産業競争力強化法などほかの法律も含めて一挙にかけるようですが、その中で出すのかどうなのかは分かりませんが、学校教育法の改正案として自民党の表現だと、教授会の本来の使命である審議機関としての側面を明確にするための学校教育法の見直しをするということと非常にタイアップして、同時進行しているということです。

基本的には、日本の産業競争力強化のためのグローバル人材育成強化のための外からの大学対策を非常に鮮明に打ち出しています。私が思うには、京大では平成24年6月20日にかなりはっきりグローバル人材養成のための教育改革となっています。

これはひょっとしたら同じくらいのときに、あるいはほとんど同時くらいに産業競争力会議で言っているグローバル人材の話を明確にしているので、ひょっとしたらこちらのほうから話しているかもしれない。分かりません。ひょっとしたらそうかな、という。

先ほど申しましたように、中身は一緒に、しかも「グローバル人材」とい

う言葉がキーワードとしてきているので、だからほとんど同じくらいのときに出てきている。それで、京都大学の国際高等教育院の話を最初にして、「グローバル人材育成政策」が出て来たのかも知れない。だから、こんなに（関連部局が）反対しているのに松本総長がやろうとしているのではないか。早い話が、やり方が恐怖政治ではないかという話も実際に出ています。最初からバックがついているから、絶対にいけると思っているのだろうというところが怖いところです。

さらなる反対が出ているので、そう簡単にいかないのではないかと思うのですけれども、ひょっとしたら「組織改革」も国際高等教育院と同じようなやり方になってしまうのかということで、そうになったら我々京都大学にとって甚大な、歴史的な闘争をしなくてはいけないような感じが職員組合としてはあります。本当に大変なことだと思っています。ただ、それは分かりませんが。そのようなことでつながっているのです。

おわりに

現在、日本経済新聞がキャンペーンをやっています。最後のところに付け足したのですけれども記事の表題が「大学は変わるか『決める組織』へ」。その（1）が“教授会をいかに破るか”という教授会の話で、その（2）が学長の選び方で、“機動力奪う「民主主義」”です。「日本の大学にはびこる民主主義幻想、それが問題だ」と言っています。

これはすごい話だと思います。この記事を読んだら、非常に多くの方が違和感を感じるのではないかと思います。“機動力奪う「民主主義」”って、私が専門にしているナチズムの話なども関係してくるような話だと思っています。とにかく民主主義は機動力がないから、それを潰せというわけです。本当は、民主主義って？ というほうに触れてきているのです。本当に驚くべきで、あまり強調しすぎると話がそちらにいきそうなのですから、そのように日経新聞もキャンペーンを張っています。

批判の視点としては、「学長のリーダーシップ」論に対する切り返しというものが必要になってくると思います。リーダーシップと言われると、皆さん全然反対しないのです。ここにこの言葉を、この「言説」を使っているのは非常に重要なことだと思います。学長であれ何であれ、リーダーシップを発揮することは皆さん全然反対しないので、この言葉を選んで使っている。この「学長のリーダーシップ」論に対する切り返しをしないとイケない。

リーダーシップといっても、大学に求められるリーダーシップは企業とは明確に違うではないかと言わないとイケない。ここがたぶん、1つの岐路ではなからうかと思っています。

大学に求められるリーダーシップとは、企業のトップの発揮するリーダーシップとは違うではないか。それを「学長のリーダーシップ」論はそちらで言っているので、「大学に求められるリーダーシップは企業とは違う」ことをはっきり出す必要がある。各教育研究の現場こそが大学のリーダーシップの主体であるということを私たちは強調したい。京都大学職員組合としてはそう考えております。

次に、高等教育予算の比率で OECD 内最劣位の中で、運営費交付金の削減こそが異常なのです。今はこれに対する批判など全然ありません。こんなことを言っても仕方がないというのが、だいたいの教員の考えかもしれません。しかし、これはおかしいのではないか、運営費交付金の削減こそ異常なのです。

これについては、第4回産業競争力会議の議事録の中で非常に面白いことを言っている人がいるので、一応紹介します。「運営費交付金の傾斜配分:その『道具性』を議員が明言」とまとめておきましたが、橋本さんという人が次のように言っています。

「大学は保守的なところで、簡単に動かない。動かすための手段として、運営費交付金の分配方法の工夫は有効であり……」、とあります。はっきりと、これはこうやれば大学が動くと言っている。この方は、東大の工学研究科の方です。彼は、こうやればやれますよ、ということを言っている。このように、運営費交付金の削減は意識的に「道具として」使っているのです。それ

はやはりおかしい、異常であることを強く出していく。先ほどの学長のリーダーシップなんて、大学にとって本当に必要かということ。また運営費交付金の削減を明確に道具として使っていることに気がつかねばならない。

3 番目としては、まだまだこれから検討が必要なのですけども、法人の自主性をもっと強調するべきではないか。運営費交付金はどんどん削減されて、京大の場合は既に全予算の 35%しかありません。65%が外部資金と自主資金になってしまっているのです。それなのに、なぜ（文科省の）そんなことを聞かなくてはいけないのか。それを含めた全財政を自主的に運営すればいいと思うけれども、そちらのほうへ全然議論がいかないのです。それで、定員削減など文科省の言っていることを、それをやらないとお金が出ないと言っているのですが、そんなことは聞かなくてもいいではないか。こちらのやりたいことをやったほうがいいだろうということを言ったほうが、合理性があるのではないかと思います。

4 番目は違う点です。最後から2 番目のところで出しました、第4回産業競争力会議の安倍総理の発言です。中身としてはグローバル人材の話なのですが、そこで TPP に関して面白いことを言っていました。TPP が今後、重要な展開をしていくだろう。そのルールづくりに参加しながら、日本が同盟国である米国と相互に新しい経済圏をつくることができるかどうか、その判断が迫られているという。最後のほうに、大学における外国人数員の積極採用とも書いてありますけれども、TPP の中に教育分野はあるのかということ。ひょっとしたら TPP の中にもそのような分野があって議論されているのかもしれない。そう新聞には出てきません。それは邪推かもしれませんが、でも、グローバル人材とかということについて、そのようなことも少しは知恵に入れておいてもいいのではないかということです。とにかく、今の安倍政権のやろうとしていることと非常につながっているので、怖いなどいうことを申し上げたい。以上です。

2013 年 8 月 24 日

全大教高等教育研究会への報告

京都大学における全学組織再編の現局面
——「国際高等教育院」の設置と運営を中心として——

京都大学職員組合中央執行委員長 西牟田祐二（経済学研究科）

はじめに

現在の産業競争力会議・教育再生実行会議による「グローバル人材育成のための大学再編」の先導的性格

1. 「国際高等教育院」設置過程：

2012 年 7 月 総長諮問機関「全学共通教育実施体制等特別委員会」答申

「国際高等教育院（仮称）設置のための基本方針」提示

9 月 20 日 総長電子メール（全教職員向け）：「京都大学における教養・共通教育に関するお願い」

9 月 人間・環境学研究科教授会反対決議「全学共通教育の更なる充実に向けての基本姿勢」

<この間総合人間学部・人間環境学研究科の意見を聞かないまま>

詳細は、「国際高等教育院」に反対する人間環境学研究科教員有志ホームページ

<http://forliberty.s501.xrea.com/archives/587> 参照

学内反対集会（11 月 15 日）映像 <https://www.youtube.com/watch?v=3fRB1fWEs5A>

11 月 26 日 総長メール(2)「国際高等教育院(仮称)の設置について」次年 4 月設置を提示

12 月 18 日 臨時部局長会議①4 月開始決定②実質はそこに設置の「教養・共通教育協議会」で検討

2013 年 1 月 6 日 総長辞職要求署名開始

2013 年 3 月 国際高等教育院で外国人数員 100 名採用計画（一般教養授業の半分を英語で実施）を発表
←教育体系について何の議論もなしに外国化・英語化のみ

2. 「国際高等教育院における外国人数員受入制度設計（案）6 月 11 日」（資料①参照）

の検討

国立大学改革強化推進補助金による人件費支給は 1 年のみ

2 年目以降は各部局の定員ポストを利用して「溶け込ませて」雇用継続 ←既存部局の人事計画を全く壊してしまう

同時に京都大学国際戦略（6 月 11 日）TOEFL 目標など

同文書目次(資料②)参照:第4,7回産業競争力会議、教育再実行会議の議事要旨・提言の抜粋引用

2013年8月7日総長メール(他理事、副学長二名の連名)「本学の組織改革について」(全教職員宛て)資料③:「このような部局自治は、・・大学全体としての方針の決定やそれに基づく組織再編の実現にとってはむしろ消極的に作用してきたように思われます。・・部局にはそれぞれ定員が配当されるとともに教員候補者の決定権という大きな権限が認められています。が、各部局がその権限を行使するにあたって、自らのミッションを優先することはいわば当然のことと言えます。しかし、これでは、およそ大学全体としての方針を決定したとしても、それを実現するために、現在の組織を改革することはほとんど不可能となります。」

<現在幾つかの部局・部局連合から対案提出中>

9月10日部局長会議で決定予定(?)

4. 組織改革の性格付け

産業競争力会議、教育再生実行会議の提言とほとんど同じ内容(資料④)

文科省「国立大学改革プラン」(今夏決定?)

今秋10月通常国会以降、学校教育法の改正案提出予定?:「教授会の本来の使命である「審議機関」としての側面を明確化するための学校教育法等の見直し」

同時期提出予定「産業競争力強化法」の一部か?

*日本の国際産業競争力強化のための「グローバル人材」強化のための外からの大学改革

おわりに:

批判の視点

①「学長のリーダーシップ」論への切り返し

大学に求められるリーダーシップは企業とは明確に異なる。

各教育研究現場こそがリーダーシップの主体

②高等教育費予算比率 OECD内最劣位の中での運営費交付金削減こそ異常

運営費交付金の傾斜配分:その「道具性」を議員が明言(資料④橋本発言)

③法人の自主性をもっと強調:運営費交付金(京大の場合すでに全予算の35%)以外の外部資金を含めた全財政を自主的に運営すればよい。定員削減計画などをそのまま受け入れることはない。自ら紐付きにするな!

④TPPの教育分野で「同盟国米国とのすり合わせ?」(資料④安倍発言)

岩手三陸の漁場から

岩手大学 人文社会科学部 教授
全国大学高専教職員組合 中央執行委員

宮本 ともみ



□ 専門は民事法学（日本家族法、ドイツ婚姻法）。主に、夫婦の本質
□ 的義務及び婚姻住居利用規整の日独比較法的研究を進めている。

はじめに

20 13年4月から始まったNHKの朝ドラ「あまちゃん」は、多くの視聴者を魅了して、同年9月末をもって終了した。岩手県に在住している私も、北三陸沿岸地域を舞台にしていることが嬉しくて、毎朝「あまちゃん」に見入っていた。他方、私は、2004年8月より、岩手県海区漁業調整委員会の委員に就任して、岩手県沿岸漁業の調整にかかわっている。2011年3月11日の東日本大震災・大津波以後は、復興に奔走する多くの漁業関係者の姿にも接してきた。

そのような縁があるので、「あまちゃん」の終了からは少し時間が経ってしまったが、本稿では、岩手三陸の漁場に関わる話題をいくつか紹介してみたい。

1. 東日本大震災・大津波被災からの立ち上がり

2011年3月11日、東北地方沿岸を飲み込んだ東日本大震災・大津波は、岩手県漁業にも壊滅的な打撃を与えた。農林水産省の公表によると、被災状況は以下のとおりである。

●岩手県~~~~~

漁船：壊滅的／10,522 隻

漁港：ほぼ全漁港で壊滅的被害／111 漁港

被害を受けた養殖種類：ホタテ、カキ、コンブ、ワカメ

市場：すべて被災／13 市場。大半は壊滅的被害。

宮古・久慈・大船渡は建屋などが残存。

水産加工施設：大半が流失・損壊。全壊 59、半壊 6／178 施設

~~~~~

私は、2012 年以降幾度か、被災した漁業施設を訪問して、大震災・大津波直後の状況についてお話を伺う機会を得た。ここでは、2つの施設について紹介する。

### (1) 洋野町種市—南部もぐりとウニの里

洋野町種市は、岩手県最北端に位置しており、「あまちゃん」の舞台となった久慈市の北側に隣接する。そこに、(社)岩手県栽培漁業協会種市事業所がある。同事業所は、ウニの人工種苗生産を担っている。

ウニの人工種苗は、①9～10月に採卵、②ふ化した浮遊幼生を15日～19日間飼育、③採苗槽に移す(幼生は採苗板に付着して稚ウニとなる)、④屋外の水槽に採苗板を移して稚ウニを飼育、⑤採苗後およそ8～12ヵ月間飼育して殻径16.5ミリ程度となった稚ウニ(種苗)を県内の漁協に出荷し、各漁協が海に放流する。被災前の種市事業所では、年間、キタムラサキウニ(写真1)を230万個、エゾバフンウニ(写真2)を20万個あわせて250万個を

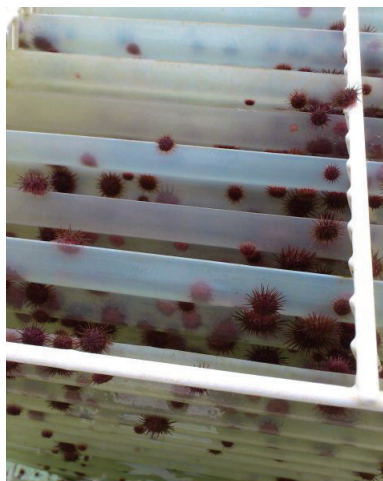
出荷していた。ちなみに、岩手県海域では、殻径4センチ以下のエゾバフンウニおよび殻径5センチ以下のキタムラサキウニは採捕が禁止されている。放流後、ウニが4～5センチに育つまでには、2～3年かかる。

東日本大震災・大津波は、種市事業所にも壊滅的な被害を与えた。具体的には、施設内建物は屋根を除いて全て浸水し、水槽類、ポンプ、ボイラー等の機械設備類および電気設備が使用不能となり、当時飼育していたウニ種苗600万個が全て流出してしまった。事業責任者は、何から手をつけてよいのかまったく考えることもできずに、途方にくれていたという。

しかし、種市事業所は、驚異的な復旧を果たす。すなわち、被災した2011年9～10月、最小限に仮復旧できた設備のなかで、翌2012年度に100万個出荷(放流)することを目指して、ウニの採卵を実施して生産を開始する。そして、2012年5月22日に震災後初出荷、同年8月30日には目標の100万個の出荷を達成し、最終的に132万個の出荷(放流)

を果たしたのである。2012年度には200万個を生産して翌2013年秋に出荷(放流)、2013年度は翌2014年度の放流用に250万個の種苗を生産している。

事業責任者は、被災から立ち上がらなければならないと奮起した要因を、二つ挙げてくれた。一つは、岩手県内の漁協・漁業者たちから、復興には種苗供給が不可欠、少しでも早く種苗を供給してほしいとの声があったことで



採播板で育つキタムラサキウニ(写真1)



採播槽で育つエゾバフンウニ(写真2)

ある。各地から届く声は、職員たちを奮い立たせる力になったという。二つは、被災から2ヵ月後の5月に、設備内のがれき撤去のボランティアに来てくれた高校生たちの「若者オーラ」である。ボランティアに来たのは、近くにある岩手県立種市高等学校の生徒たちである。男女ともにジャージでやってきて、とにかく元気がよく、事務所の職員たちは学生たちのエネルギーな姿にとてつもなく励まされたというのである。高校生たちの作業をみると、ただそれだけでパワーをもらえる若者特有のオーラを感じたそうである。ちなみに、岩手県立種市高等学校は、「あまちゃん」の舞台になった高校である。同高校には、全国で唯一、工業系の潜水技術を習得できる海洋開発科があり、伝統の「南部もぐり」を継承している。これが、天野アキちゃんが「かっけえ」と一目惚れした種市先輩とともに所属していた潜水土木科のモデルである。

こうして、岩手県内の漁協・漁業者たちの声や地元高校生たちの若者オーラに押されるようにして、種市事業所のウニ人工種苗生産は、大震災・大津波被災後3年目にして、被災前と同じ種苗数の出荷・放流を達成しようとしているのである。

## (2) 宮古市田老—有名ブランド「真崎わかめ」

東日本大震災にともなう大津波で、町全体が壊滅した宮古市田老については、言葉はいらない。田老町漁業協同組合が作成した「田老 大津波被災からの復旧・復興への取り組み」に掲載されている写真（本文中23ページ～25ページ掲載）を見てほしい。

田老のブランド品として知られる最高級の「真崎わかめ」は、有名である。私は、2012年12月に、「真崎わかめ」を製品化している施設を訪問した。ちょうど、お歳暮等のために全国から多くの注文が殺到している時期であった。まだ仮設の建物で、暖房は簡易なストーブのみというなかで、作業員一人一人が手作業で茎取（わかめを一本ずつ茎と葉に分ける）・計量・梱包などの作業を行い、「真崎わかめ」の出荷準備に追われていた。







## 復旧・復興へ



我々は漁業と漁協を再建するためにどうすればいいか、長い時間話し合った

～組合員の団結・協同と役員員の頑張りで希望のある産地をつくろう～

## 真崎わかめ復活！



## 2. 漁業の調整

### (1) わが国の考え方

第二次世界大戦後、GHQ による日本の民主化政策により、まず、農地改革および財閥解体が行われ、次いで、漁業制度改革が行われた。漁業制度改革は、農地改革が自ら耕作する者に農地所有権を与えること（農地解放）を根本方針としたのと同様に、日本の沿岸漁業について、自ら漁業を営む者に漁業権を与えようとするものであった。

ところで、漁業を管理する漁業法が必要とされるのは、次のような事情による。すなわち、水産資源は、資源の再生に悪影響のないように適切に漁獲していけば、資源は枯渇することなく、持続的な利用が可能になる自律再生資源である。他方、誰でも漁獲に参加できる利用形態であるため、自由な競争に委ねると、漁獲競争の激化を免れないという性質を持っている。このために、水産資源の保全と持続的利用を図ることが必要なのである。このような考えは、わが国においては、奈良時代にさかのぼることができるといわれているが、江戸時代になると、「磯獵（いそりょう）は地付根付（じつきねつき）次第なり、沖は入会（いりあい）」という原則が示されるようになったという。つまり、海浜の地付漁場については周辺漁村が管理して利用するものとする一方、外海については原則自由な漁場の利用を認めるものである。この考え方が、現在でもわが国の漁業制度の基礎となっている。

さて、魚業制度改革を行うために立法されたのが、現行の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）である。漁業法は、漁業制度改革を行うに際して、海区漁業調整委員会を設置しており、実質的に、同委員会が漁業調整に関わる中心問題を処理する重要な役割を有している。

### (2) 海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会は、広範囲にわたる漁場の総合的高度利用および漁業に関する紛争の調整を図る民主的機構である。委員構成は、漁民の選挙による公選委員を中心にして、ほかに学識経験委員および公益代表委員である。



行政庁が漁業権の免許等の行政処分をするときは、その意見を聞くとともに、漁業調整上必要な指示をすることができる。海区漁業調整委員会は、地方自治法および漁業法のなかで設置が規定されている行政委員会である。

漁業・漁場の調整事務を扱うのは、海区に置かれる海区漁業調整委員会を基本とするが、ほかに、海区と海区にまたがる問題を処理するために随時必要に応じて設けられる連合海区漁業調整委員会、および、漁業制度実施に関する重要事項を審議する中央漁業調整委員会がある。

### (3) 岩手県の海区漁業調整委員会

岩手県海区漁業調整委員会は、1950年（昭和25年）の発足当時は4海区（気仙、上閉伊、下閉伊、九戸）に設置されたが、1962年（昭和37年）の漁業法改正により、1つの岩手海区漁業調整委員会に整理統合された。委員は、漁民の直接選挙によって選出される9人の公選委員と、県知事の選任による学識経験委員4人および公益委員2人の15人で、任期は4年である。

海区漁業調整委員会が扱う主な事務は、①県知事からの諮問に対して答申する事項（漁業権免許内容の事前決定、漁場計画の決定・変更、漁業権免許申請の審査、漁業権の取消など）、②知事に対して積極的に建議することのできる事項（漁場計画の樹立、漁業権に制限・条件を付ける、委員会指示に従うべき旨の知事命令を発出する申請など）、③自ら決定機関として指示・裁定・認定する事項である。最後の事務のうち、委員会指示は、海区利用に関して重要なルール形成の役割を担っている。以下で、少し説明する。

漁業法によると、海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権または入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止または解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限または禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる（67条1項）。委員会指示は、法律により制度化することが適当でないような随時的あるいは局地的な個別事項について、広範囲にわたって規制および調整をすることができる。とはいえ、委員会指示に違反しても、罰則を加えることは

できない。罰則は、委員会指示を裏打ちする知事命令に違反した場合に、適用されることになっている。

### 3. 海域を守る闘い

**日** 本の周辺海域は、寒流と暖流とが交差するために多様な魚介類が漁獲され、世界有数の好漁場でもある。現在、日本の海面漁業生産量は世界第6位である。「あまちゃん」でも、宮本信子さん扮する夏っぱが海のなかのウニを金銭に例えたが、まさに、三陸沿岸の漁場は宝の海なのである。だからこそ、海域をめぐる争いは絶えない。

#### (1) 海の境界線問題

海に境界線はない。前述したように、日本の海は、江戸時代から、「磯猟（いそりょう）は地付根付（じつきねつき）次第なり、沖は入会（いりあい）」という原則が示されるようになり、現行の漁業法もこの考え方を基礎としている。つまり、岩手県でも、沖合については原則的に自由な漁場の相互利用を認めることが、日本の漁業制度に則している。しかし、岩手県では、宮城県および青森県との間で、それぞれ海の境界線をめぐる大きな紛争が起きた。ひとたび紛争が起きると、それを解決するために大変な労力を費やすばかりでなく、紛争中は周辺海域の漁民たちが安心して漁業を営むことができないという不利益を被る。近時、両紛争とも解決に至ったが、ここでは、どのような問題であったのかを簡単に紹介する。

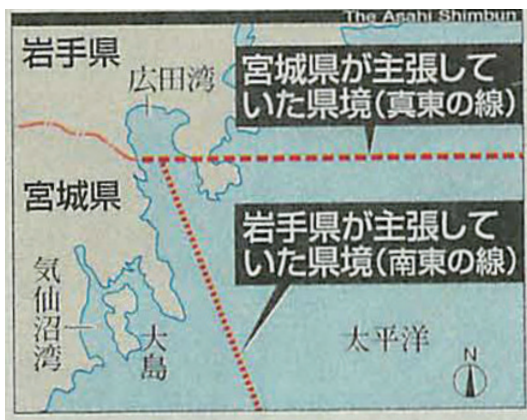
#### ア 岩手県と宮城県の紛争

各県においては、漁業の種類あるいは漁業の方法によって、特定の漁業を県知事の許可漁業としている。たとえば、岩手県海区漁業規則では、前者の許可漁業としてアワビ漁業が、後者の許可漁業として小型まき網、流し網、固定式刺し網など14種類の漁業が許可漁業と定められている(7条)。紛争は、

県知事の許可漁業に関する公文書に、海の境界線が明示されたことに端を発している。

まず、1958 年（昭和 33 年）頃、宮城県の「小型機船底びき網漁業」に関する許可の公文書に、操業区域の北限として「岩手県と宮城県との県界真東の線」との記述がされた。この「真東線」には、岩手県の広田半島が含まれるため、広田地区の地先海域も含まれることになる。次いで、1978 年（昭和 53 年）、宮城県は「火光利用敷網漁業」にも同様の線を設定した。海域に設定された線は、慣例的に、許可について海域の限界が示されていない他の漁業でも、追随することが多い。このために、もともと入会海域として相互に譲歩して利用し合っていた海域に「真東線」が引かれたことにより、宮城県の他の漁業が真東線の付近海域まで北上して操業することが多くなった。このために、広田地区の地元漁業者を中心として、岩手県漁業関係者の不満が募っていくことになった。1993 年（平成 5 年）になると、岩手県も宮城県に対する対抗措置として、「いるか突棒漁業」および「いか釣漁業」の南限として、岩手県と宮城県との県界から南東に延びる「南東線」を設定した。これにより、翌 1994 年（平成 6 年）以降、「真東線」と「南東線」との間の海域がグレーゾーンとなり、両県による入会漁業が途絶えることになったのである。

しかし、このような状況は、岩手県の漁業関係者にとっても、宮城県の漁業関係者にとっても、あるいは、好漁場である当該海域の総合的高度利用を図るという公益的な見地からしても、決して好ましい状況ではない。それを痛いほど分かっているのは、ほかでもない、両県の漁業関係者である。



朝日新聞 2012 年 8 月 30 日付より

海の境界線をめぐって両県は対立したが、しかしその一方で、両県の漁業関係者は粘り強い調整を続けた。行政レベルでは、1993年（平成5年）9月に、両県次長間で問題解決を図るための合意事項を確認し、その具体的な調整に努めてきた。他方、海区漁業調整委員会も、2002年度（平成14年度）から、両県海区の相互理解と課題解決に向けた意見交換を行う交流を開催してきた。また、両県の議員懇談会でも、海の県境問題が度々議題となり、2004年（平成16年）には、両県知事が早期解決に言及している。2006年（平成18年）になると、いよいよ両県漁業関係者が解決を目指す意見交換会を行っている。2008年（平成20年）以降は、両県県界に近接する地元漁業者同士の話し合いが開催され、徐々に問題解決への気運が高まっていったのである。

ついに2010年（平成22年）3月、両県漁業団体長間で、両県が2漁業種類で明示している操業境界線表示の消去を目指すこと、今後とも両県間で話し合いを継続して両県漁業者が将来にわたって安心して操業できる体制を構築していくこと等の確認書を取り交わし、これを承けて、岩手県は「いるか突棒漁業」の操業境界線を、宮城県は「火光利用敷網漁業」の操業境界線を消去した。その後、東日本大震災の甚大なる影響を乗り越えて、2012年（平成24年）8月、両県はそれぞれ残る1漁業種類の操業境界線を消去することに同意し、両県の入会再開について努力する旨を確認し、ここでも再び、今後とも両県間で話し合いを継続して両県漁業者が将来にわたって安心して操業できる体制を構築していくことの確認書を取り交わしている。これを承けて、岩手県は「いか釣漁業」の操業境界線を、宮城県は「小型機船底びき網漁業」の操業境界線を消去した。確認書の取り交わしにあたっては、宮城県漁協会会長は、「大震災の被害を受けた者同士、絆以上に固いロープで結ばれた」と喜んだ。

岩手県と宮城県の漁業関係者は、現在でも引き続き、両県の一層緊密な連携、当該海域の入会再開に向けた業界の調整、漁業者間の話し合いによる協調操業体制の構築を図ることに、鋭意取り組んでいる。

## イ 岩手県と青森県の紛争

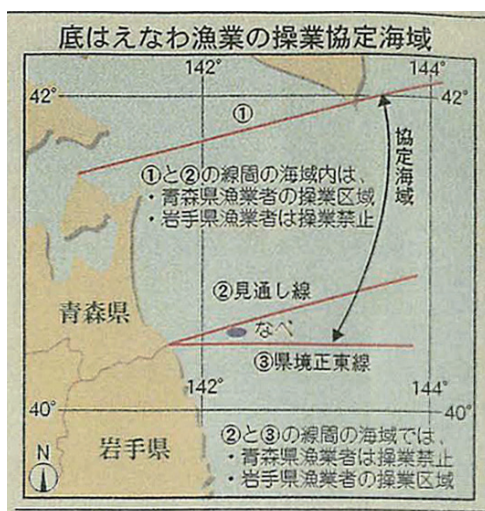
岩手県と青森県の県界から沖合約 40 キロには、タラの好漁場である「なべ漁場」が存在する。岩手県と青森県の間では、なべ漁場をめぐり、海の境界線紛争が勃発した。紛争において、両県はそれぞれ異なる境界線を主張している。岩手県は、1951 年（昭和 26 年）に両県の漁業関係者で合意した、陸の県界から北東へ引いた線を主張した。これに対して、青森県は、1984 年（昭和 59 年）に結んだ漁業者間の民間協定をもとに、陸の県界から真東に引いた線を主張した。「北東線」によると、なべ漁場は岩手県の海域に含まれるのに対して、逆に、「真東線」によると、なべ漁場は青森県の海域に含まれることになる。ここでも、両県がそれぞれ自分の海域だと主張するグレーゾーンが生じたのである。

2007 年、なべ漁場でタラの底はえ縄漁をしていた岩手県の洋野町および久慈市の漁師 11 人が、青森県が底はえ縄漁を禁止している海域にあたるとして、青森県の指導を受けた。翌 2008 年 1～2 月には、青森県知事が同漁師 11 人に対して、底はえ縄漁を禁止している青森県東部海区漁業調整委員会の指示を守る旨の命令を出した。なべ漁場はもともと自県の海域と主張する岩手県からすれば、青森県知事による海域での操業禁止命令には根拠がないと映る。そればかりでなく、このままでは、なべ漁場での底はえ縄漁の操業は、青森県知事命令違反として罰せられる可能性がある。このために、2008 年 9 月、青森県の一連の対応に反発した当該漁師 11 人が青森県知事を相手取り、命令の取消を求めて青森地裁に提訴したのである。また、同年 11 月、岩手県海区漁業調整委員会も、なべ漁場での底はえ縄漁にお墨付きを与えるために、両県界から北東に引いた線の以南を岩手県の底はえ縄漁の操業区域とする指示を出した。これにより、岩手県と青森県は真っ向から対立した。

長年、青森県は、なべ漁場の岩手県のタラ漁に口をはさむことはなかった。しかし、近年、青森県が取り締まりを強化した背景には、底はえ縄漁をめぐる漁師間の争いがある。底はえ縄漁は、水平に数キロにわたって伸びた縄にえさ付きの針をぶらさげて魚を釣る方法であるが、この漁法は、同じ海域で

操業する他の漁師との間で、互いに針や網が絡んだり、網が切断されるなどのトラブルになることが多い。青森県内の漁師間でも争いが絶えなかったために、青森県では海域内の底はえ縄漁を禁止していたが、それでも、長年にわたる沖の入会慣行として、なべ漁場での岩手県の底はえ縄漁は黙認してきたのである。他方、青森県には、グレーゾーン以北の八戸沖にも、イカや赤魚の好漁場がある。ここは、岩手県の主張によっても、明らかに青森県の海域である。ところが近時、岩手県の底はえ縄漁船が八戸沖で操業しているという問題が発生したために、地元漁師の怒りを買って、青森県は態度を硬化させたというのである。

裁判では、両県ともなべ漁場は自県の海域だと譲らなかった。しかし、両県の漁業関係者は、青森地裁の勧めに応じて水面下で調整を続け、水産庁の仲立ちもあり、2010年1月15日、岩手側の主張に沿って、県境から北東に延びる線を境界に定め、なべ漁場で岩手側が底はえ縄漁を続けることを認める協定を結んだ。同19日、原告は訴えを取り下げ、和解した。和解交渉では、岩手側は、はえ縄の本数を制限するなど自主ルールを定めるほか、青森側で操業しないことを約束した。



岩手日報 2010年1月21日付より



今回の騒動は、海の境界線については、岩手県に軍配が上がった。とはいっても、青森県が一方的に悪いというわけではない。新聞報道によると、原告の一人は会見で、青森県の漁業者が、「あんた方の（ご飯の）箸を取り上げるのはうまくない」と言ってくれたと述べて、青森県漁業者の譲歩に繰り返し感謝している。また、八戸周辺の地元漁業者が、「八戸沖に来なければ、なべはやってもいい」と言ったとも伝えられている。沖は入会の慣行を守るためには、互譲が不可欠なのである。

私は、この問題を扱うなかで、岩手県漁業関係者との任意交流の場に参加した。そこで、一刻も早い解決を口にする私に対して、ある漁協の組合長が、「海は男の百年戦争、女・子どもは黙っている」と言った。これを承けて私は、「陸で待つのは女・子ども。男のプライドでけんかをしてもらっては困る」とやり返したことを懐かしく思い出す。脇では、別の漁協の組合長が、「先生、海の境界は死活問題。簡単ではないんだ」とささやいた。解決に至ってみると、然りと思う。漁民たちは、むやみな争いがよくないことは百も承知しているのだ。しかし、漁民たちは、はるか昔から沖合を相互利用する一方で、独自の漁法を生み出したり、あるいは自分たちの地区周辺で協力して漁場の管理も行ってきた自負がある。それを守るためには、ときには黙っているわけにはいかない場合もある。海の調整は、単純にはいかない奥深い問題である。しかし、将来に向けて相互に協調して、持続可能な総合的高度利用を目指そうとする気持ちは、間違いなく一致している。

## (2) アワビの密漁

岩手県はアワビの漁獲量日本一を誇る。2011年の大震災・大津波で、アワビの養殖施設などが壊滅的な被害を受けているが、それでも、2012年における岩手県のアワビの漁獲量は278トンであり、全国漁獲量1,266トンの22.0%を占めて全国1位である。高級食材であるアワビの密漁は後を絶つことがなく、例年、漁業関係者の頭を痛めている。2013年も、2件のアワビ密漁事件が大きなニュースとなった。

ここで事件を紹介する前に、アワビの密漁に関係する岩手県海区漁業調整

規則を示す。同規則では、アワビをとることを目的とする漁業は、県知事の許可を受けなければならないとされており（7条）、しかも、3月1日から10月31日までは禁漁期間となっている（35条）。あわせて、殻長9センチ以下のアワビの採捕は禁止されている（37条）。これらの規則に違反した者には、刑罰を科している。すなわち、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する（61条）。

それでは、2013年に起きたアワビ密漁事件を紹介する。1件目の事件は、北海道の密漁グループ9人が、禁漁期間の8月、岩手県田野畑村付近の海域で、約256キロのアワビを密漁した事件である。岩手県漁業調整規則違反に問われたこの事件に対して、12月26日に盛岡地裁で判決が下され、主犯格の被告には懲役8ヵ月、罰金50万円、他の8人には懲役7ヵ月、罰金20万円の実刑が言い渡されている。裁判官は、「アワビは震災で甚大な被害を受けた漁協の最大の資金源であり、許容できない」と述べ、「震災復興の足かせ以外の何ものでもない」と断じている。2件目の事件は、岩手県山田町の農業に従事する男ら6人が、禁漁期間の10月5日夜から6日未明にかけて、岩手県宮古市周辺の海域で、約310キロのアワビを密漁した事件である。逮捕時の押収量としては県内過去最大規模で、被害金額は、昨年の同地区のアワビの取引実績から約250万円に上るとみられている。容疑者の一人は、「震災後、月に数回のペースでアワビを密漁していた」と供述しているという。この事件で密漁されたアワビには、殻長9センチ以下のものも数百個含まれていたという。

岩手県の漁業関係者にとっては、憤まんやる方ない事件である。北三陸地域のアワビ漁は、海上の小船からかぎが付いたさおで引っかけて採る方式が一般的で、1人の漁師が1回の漁で水揚げできるのは30～40キロ（約180個）といわれている。また、岩手県では、養殖施設で稚貝を育てたのちに漁協に出荷して海に放流する、アワビの人工種苗生産事業も行っている。密漁者たちは、地元漁師の稼ぎ分を盗み取ったばかりでなく、これから成長するアワビをも台無しにしたのである。新聞報道によると、岩手県漁業取締事務所は、「ようやく養殖施設も復旧し、来年から稚貝の放流が本格化するが、採

集できるまで成長するのにさらに2～3年かかる。今年になって震災で失った船の手配ができた漁師も多いのに」と、アワビ漁解禁を目前にした密漁の横行に怒りをあらわにした。私も、漁業関係者が、「密漁者たちは、ちょっと収監されただけで、また出てくる。一晩で大儲けできるのだから、またやるだろう」と嘆く生の声を聞いた。アワビ密漁者は、深夜に暗躍する。当然のことであるが、海は広い。密漁者を取り締まるのは、海上保安部や県取締船あるいは県警であるが、岩手県漁民たちも、アワビの密漁を防ぐために、自主的な監視を行うなど、日々奮闘しているのである。

## おわりに

**私**は、10数年前に岩手県盛岡市に在住して以来、何度も三陸沿岸に出かけている。出かける足は鉄道で、三陸鉄道の三陸北リアス線（久慈駅～宮古駅）にも乗った。同鉄道の三陸南リアス線（釜石駅～盛駅）にも乗った。さらに、北と南のリアス線をつなぐJR山田線（宮古駅～釜石駅）、北リアス線の北を走行するJR八戸線（久慈駅～八戸駅）、南リアス線の南を走行するJR大船渡線（盛駅～一ノ関駅）も乗り、三陸沿岸を鉄道で縦貫した。現在は、東日本大震災・大津波により、多くの区間が不通となっている。三陸沿岸の景観は見事で、海岸にときに激しく打ちつける波とは対照的に、沖合には光り輝く海が広がっている。もう一度、三陸沿岸を鉄道で縦貫したい。

東日本大震災・大津波後、初めて開催された海区漁業調整委員会の会場に行くエレベーターで、数人の委員と一緒にになった。震災・津波の直撃を受けた委員ばかりである。一人が、「おう、先生。」と声をかけてくれたが、私は何も言えずに、目から涙があふれそうになった。それを見た一人は、私の涙を止めるように、「俺たちは大丈夫だ、先生。」とニコニコと笑った。三陸の海を守り、海とともに生きる漁民の方々は、懐が深く、まぶしいほどにたくましいのである。

私は、岩手県漁業の復興を心から願っている。

## 【引用・参照した資料】

岩手県「目で見る いわての沿岸漁業」漁業後継者対策事業パンフレット№ 25

社団法人岩手県栽培漁業協会種市事業所「いわてのウニ」岩裁協資料（2011）

田老町漁業協同組合「田老 大津波被災からの復旧・復興への取組み」  
（平成 24 年 10 月）

農林水産業ＨＰ「東日本大震災 水産業の被害状況」  
[http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1105/spe1\\_02.html](http://www.maff.go.jp/j/pr/aff/1105/spe1_02.html)

農林水産省「平成 24 年漁業・養殖業生産統計」  
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001116218>

水産庁「水産業復興へ向けた現状と課題」（平成 25 年 3 月 11 日）  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/yosan/23/pdf/genzyoutokadai3.pdf>

東海新報社「岩手・宮城海の県境問題  
全面解決望む漁業者海境撤廃で長期懸案前進」（2010 年 3 月 28 日付）  
[http://www.tohkaishimpo.com/scripts/index\\_main.cgi?mode=kiji\\_zoom-  
m&cd=nws5513](http://www.tohkaishimpo.com/scripts/index_main.cgi?mode=kiji_zoom&cd=nws5513)

朝日新聞「漁業巡る境界線月末撤廃で合意 岩手・宮城が確認書」  
（2012 年 8 月 30 日付）

岩手日報「本県側の操業認め和解 青森県とのなべ漁場訴訟 以北は禁止に」  
（2010 年 1 月 21 日付）

岩手日報「本県漁家「これで安心」なべ漁場訴訟和解 海の紛争やっと決着」  
（2010 年 1 月 21 日付）

毎日新聞「「なべ」漁場訴訟：和解 岩手側原告漁師、青森側譲歩に感謝」  
（2010 年 1 月 21 日付）

MSN 産経ニュース「“復興アワビ” 約 2300 個密漁 6 人逮捕 漁業事務所激怒」  
（2011 年 10 月 25 日付）  
[http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/131025/crm13102509020002-  
n1.htm](http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/131025/crm13102509020002-n1.htm)

読売新聞「被災地でアワビ密漁の 7 被告に実刑…岩手」（2013 年 12 月 27 日付）

朝日新聞「アワビ密漁の罪 懲役 8 ヶ月判決」（2013 年 12 月 28 日付）

# 私の南極物語 – その6 –

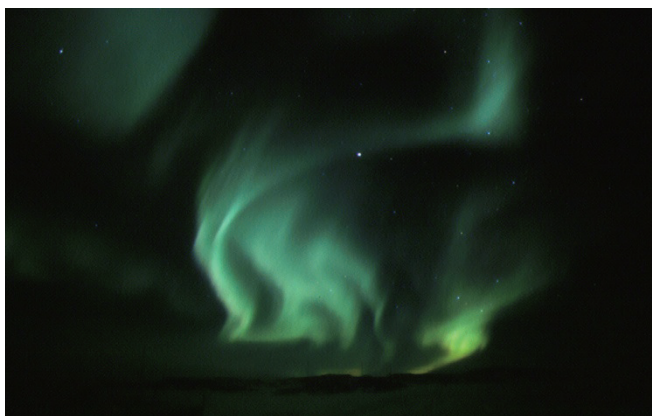
山梨大学 生命環境学部 環境科学科 教授  
第 38 次日本南極地域観測隊越冬

竹内 智



専門はプラズマ物理、環境科学。プラズマ衝撃波による宇宙線加速や低炭素社会に向けた BDF（廃食用油から精製されるディーゼル燃料）の利活用に取り組む。越冬ではオーロラ観測に従事。

**私**は、南極に来るまで実際のオーロラを見たことがなかった。初めて目にしたオーロラは、天空を横切る大河のように夕闇の中でゆるやかに動いていた。それ以来、オーロラ観測を行いながら 100 日間以上もオーロラを眺めてきたが、見るたびごとに新しい感動に包まれたことを覚えている。



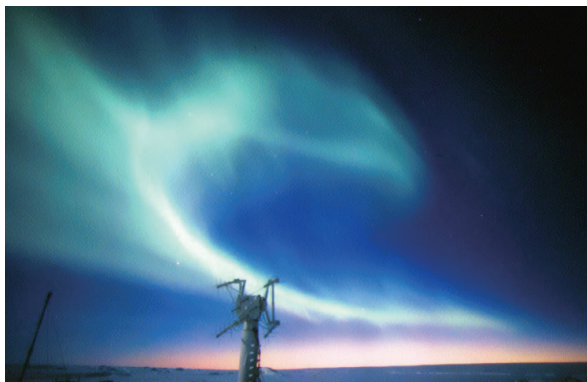
代表的なオーロラの光

## オーロラ誕生

**太**陽が沈み、地平線が茜色に染まる。昭和基地のアンテナや建物が氷山と重なり、シルエットの中に溶け込んでいる。紫紺の空に南十字星とケンタウルスが姿を現す。南天で最も明るい星々、シリウスとカノープス、アルケルナーが輝きを増す。降り注ぐような天の川の横に大マゼラン星雲が現れる頃には、あたりは夜の帳にすっかり包み込まれている。



明るい渦巻状のオーロラ



南極大陸側に明け方のオーロラ



南天の月を抱きしオーロラの 淡き光の物悲しきを



## 色鮮やかな乱舞

**大**陸の方がかすかに  
明るくなる。オー  
ロラの誕生である。時が  
経つにつれ、なめらかな  
円弧のフォルムはしだい  
に大きくなり、緑白色の  
輝きを増してゆく。いま  
で静かに円弧を保ち続け  
ていたオーロラが波打ち  
出す。突然、西の方から  
明るい光がオーロラの中



全天レンズで見た月とオーロラ

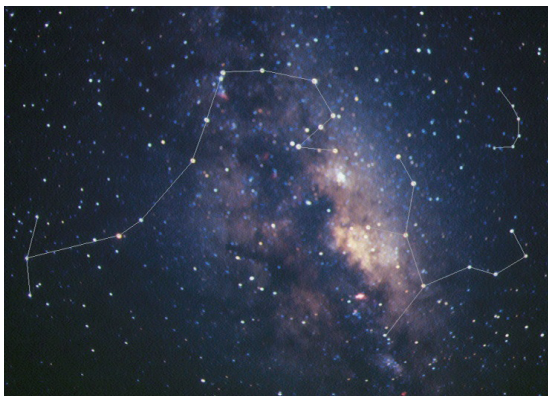
を駆け抜けてくる。下端に赤みを帯びたオーロラが駆け出す。裂けたホースから水が吹き出すように光の矢が広がってゆく。あたかも暗黒の天空が裂けそこから太陽の光が射し込んでくるようだ。時には渦を巻き、あるいは地平線のかなたから沸き立つようなオーロラに変身してゆく。荒れ狂う動きの中でも、物音はひとつも聞こえない。



太陽の光を抱き踊り子が 極夜を裂きて舞いかけめぐる

## オーロラ嵐と壮麗な終末

**幾**度となくこれを繰り返した後、東西にまたがる大河に姿を変え、時を忘れたかのように悠々と横たわっている。極寒の闇の中で凍りついてしまったかのように静止している。突然、東の方からこの大河を切り裂くような光が走り抜けてゆく。大河は再び息を吹



宇宙の裂け目のような天の川、  
さそり座や南のかんむり座、いて座も見える

き返し、波打ち曲がりくねりながら幾つかのオーロラに分裂してゆく。オーロラ嵐だ。一瞬の閃光がいたところで駆け巡り始める。東の間の出来事である。そして、天空の乱舞にエネルギーを使い果たしたかのように淡い光を放ち続け、静かに消え去ってゆく。白い砂漠が沈黙していつものように横たわっていた。壮麗なオーロラの終末である。



密やかに氷の大地に降り立ちて 遊ぶ踊り子彷徨う光

次号、その7へ続く (10 部作・完)

## 原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

### ❖投稿要領

- 文体 自由
- 字数 刷上がり本文については、以下を基準とします。

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 2頁 | 2000字 | 4頁 | 4000字 |
| 5頁 | 5000字 | 6頁 | 6000字 |
- 原稿締切 毎偶数月・末日
- 掲載 投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）
- 謝礼 規程により謝礼（図書カード）を進呈します。
- その他
  - ①投稿原稿は返却いたしません。
  - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学又は機関名の明記をお願いしております。

# 全大教時報

第 37 卷 6 号 2014 年 2 月  
(大学調査時報・大学部時報通算 200 号)

---

編集・発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671

〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7

郵便振替口座 00170-6-18892

印刷 株式会社 きかんし 電話 (03) 5534 - 1234

〒135 - 0053 東京都江東区辰巳 2-8-21

---

乱丁本・落丁本はお取り替えいたします。

本書の一部あるいは全部について筆者と全大教の承諾を得ずにいかなる方法においても無断で転載・複写・複製することは認めておりませんのでよりしくお願いします。